令和5年度液化石油ガスの事故防止に関する 消費者保安啓発用ポスター募集要綱

1 趣 旨

県民が液化石油ガス(LPガス)の使用に際して、ガスの性質、器具の安全な使い方等の正しい認識を持つことは、液化石油ガスによる事故をなくし「安全で住みよい千葉県」をつくるために大切なことです。

県では、毎年10月を「液化石油ガス消費者保安月間」と定め、消費者を対象に、 液化石油ガスの保安に関する各種啓発行事等を行っております。

その一環として、県内の小学生及び中学生から消費者保安啓発用ポスターを募集 し、液化石油ガスの事故防止に関する啓発を図ろうとするものです。

- 2 主 催 千葉県
- 3 協 賛 公益社団法人千葉県LPガス協会
- 4 テーマ 液化石油ガスの消費者事故防止について
- 5 応募資格 千葉県内の小学校、中学校等の児童生徒
- 6 応募条件(原則として条件に外れた作品は採用しない。)
 - (1) 用紙は、B3、A2又は四つ切サイズとする。
 - (2) 中学生については、液化石油ガスの事故防止に関し、適切な字句等を必ず1つ以上作品の中に入れること。(誤字、脱字に十分留意すること)

なお、小学生については、字句の記載は必須条件ではないが、記載した場合には 誤字・脱字により採用しない場合があるので留意すること。

<字句の例>

- ◇ 一酸化炭素中毒事故防止(いっさんかたんそちゅうどくじこぼうし)
- ◇ CO中毒事故防止(シーオーちゅうどくじこぼうし)
- ◇ 毎月10日は消費者保安デー(まいつき10かはしょうひしゃほあんデー)
- ◇ 液化石油ガス事故防止(えきかせきゆガスじこぼうし)
- ◇ LPガス事故防止(エルピーガスじこぼうし)
- ◇ ガス漏れ警報器(ガスもれけいほうき)
- ◇ 安全器具(あんぜんきぐ)
- ◇ 不完全燃焼防止装置(ふかんぜんねんしょうぼうしそうち)
- (3) 作品は、令和5年度に作成したものを応募すること。
- (4) 児童生徒一人あたり複数の作品の応募も可能とする。

- (5) 他に発表されていない作品を応募すること。
- (6) 応募作品の提出に際しては、別紙「応募作品一覧表」を作成するとともに、各作品の裏面に「個人票」を貼り付けること。
- 7 応募方法

8に示す提出先へ郵送又は持参すること。

- 8 提 出 先 〒 260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県防災危機管理部産業保安課 保安対策室 宛 電話 (043)223-2729
- 9 締切期日 令和5年9月6日(水)必着
- 10 審 査 主催者が別に定める審査要領により審査し受賞作品を決定する。
- 11 審查委員 委員長 千葉県防災危機管理部産業保安課長

委 員 千葉県教育庁教育振興部学習指導課長

委 員 公益社団法人千葉県LPガス協会長

- 12 発 表 令和5年10月2日(月) 入賞については、別途関係学校長宛に通知する。
- 13 賞 優秀な作品には、次のとおり賞状及び副賞(※)を授与する。
 - (1) 最優秀賞(知事表彰) 3名以内

小学校低学年(1~3年生)、小学校高学年(4~6年生)、中学生 各1名以内

(2) 優秀賞(知事表彰) 3名以内

小学校低学年(1~3年生)、小学校高学年(4~6年生)、中学生 各1名以内

- (3) 優良賞(公益社団法人千葉県LPガス協会長表彰) 6名以内 小学校低学年(1~3年生)、小学校高学年(4~6年生)、中学生 各2名以内
- (4) 佳 作 30名以内

複数応募の場合も、児童生徒一人あたりの受賞は1作品までとする。

※最優秀賞、優秀賞及び優良賞:図書カード、佳作:文房具

14 表 彰

最優秀賞、優秀賞及び優良賞の受賞者を令和5年10月25日(水)開催予定の 令和5年度千葉県高圧ガス保安大会において表彰する。

15 掲載及び掲示等

入賞作品は10月下旬から1週間程度、千葉県庁舎で掲示する。

また、入賞作品は県ホームページ、県民だより、協賛団体の会報誌等に掲載することがある。

16 個人情報について

応募者氏名、学校名等については、名簿の作成や表彰等のコンクール業務に必要な 範囲内でのみ利用する。

- 17 応募作品の帰属及び諸権利
 - (1) 応募作品は返却しない。
 - (2) 応募作品の著作権など一切の権利は主催者に帰属するものとする。